

浜 松 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和5年12月19日(火)
14時00分～14時19分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況 教 育 長 宮 崎 正
教育長職務代理者 安 田 育 代
委 員 黒 柳 敏 江
委 員 田 中 佐和子
委 員 神 谷 紀 彦
委 員 鈴 木 重 治
- (職員)
- 学校教育部長 奥 家 章 夫
学校教育部次長(教育総務課長) 山 本 卓 司
学校教育部次長(教職員課長) 河 合 信 寿
学校教育部参事(教育審議監) 小 畑 多佳子
学校教育部参事(健康安全課長) 富 部 哲 也
市民部文化振興担当部長 嶋 野 聡
文化財課長 平 田 隆
- (事務局職員)
- 教育総務課専門監 川 副 哲 士
教育総務課副主幹 澤 木 翔
教育総務課主任 若 澤 久 実
- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 若澤 久実
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和5年12月19日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するという事によろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は、鈴木委員と黒柳委員にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が1件、報告が2件である。

(教育長) 最初に、第57号議案「浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規則及び浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について」教育総務課長から説明をお願いする。

(教育総務課長) 第57号議案「浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規則及び浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について」説明する。9ページの「議案の説明資料」をご覧ください。

「提案理由」は、行政区再編に伴う区名変更及び組織再編に対応するため、浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正するものである。

次に、「改正内容」は、第1条は、浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正として、別表中、補助執行事務の名称及び補助執行職員の名称について、区役所名の修正、行政センター及び支所への修正、文化振興担当部長からスポーツ振興担当部長への変更を行うものである。第2条は、浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正として、規則第2条の表中、「実施学校名」の欄に記載の学校名の表記について、区域に依拠した表記から各学校名を列記する表記に改めるものである。

「施行期日」は、令和6年1月1日からである。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 区域に依拠した表記から各学校名を列記する表記に改める理由は、旧区域名は使用しないという意図か。

(教育総務課長) 従前の規則は、旧地域自治区で表記されており、旧地域自治区が再編する新たな区名に単純に置き換わるわけではないため、わかりやすい表記とすることを目的に学校名を列記する形とした。

(学校教育部長) 規則の従前の表記は、現行の区制よりさらに前の地域自治区での表記となっているため、規則に示す該当校がどの学校かわかりにくいものであったことから、明確にするという意図である。

(安田委員) 地域の名称がだんだん消えていくことにさみしさを感じる人もいるかもしれない。旧地域名になじみのある人もいるため、地域や区の名称が定着するには時間がかかるものだと思う。

(教育長) そのほかご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。次に報告事項に移る。

(報 告)

ア 令和5年度浜松市優秀教職員表彰について

(教職員課)

イ 浜松市・市民ミュージアム浜北の臨時休館について

(文化財課)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。